

橋本市規則第 43 号

橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例施行規則及び橋本市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例施行規則及び橋本市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

(橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第1条 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例施行規則(平成18年橋本市規則第193号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(緊急対応) 第4条 所長は、緊急時の相談等に対処できる体制をとることができる。	(利用時間) 第4条 包括支援センターの利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。 2 所長は、前項に規定する時間以外においても、緊急時の相談等に対処できる体制をとることができる。

(橋本市開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 橋本市開発登録簿閲覧規則(平成22年橋本市規則第18号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(閲覧所の設置) 第2条 略 第3条～第8条 略	(閲覧所の設置) 第2条 略 (閲覧時間) 第3条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 第4条～第9条 略

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。